

案件	令和3年度 第2回 東大阪市社会教育委員の会議 会議概要
日時	令和3年11月5日（金）午前10時00分～午後11時00分
場所	東大阪市役所 本庁舎 18階大会議室
出席者	吉金委員、鎌田委員、西野委員、杉森委員、村田委員、武井委員、清水（馨）委員、高尾委員、清水（義）委員、千谷委員、井手委員、中島委員、宮田委員、北木委員、川口委員、森石委員、北村委員、長妻委員、傘委員、橋本委員、西尾委員（21名）
内容	<p>◎会議の成立状況報告 社会教育委員総数29名のうち出席委員21名、委任状提出委員6名 東大阪市社会教育委員の会議運営要綱第3条の規定により会議は成立。</p> <p>◎教育長挨拶</p> <p>◎議長・副議長選出 議長：杉森委員、副議長：鈴木委員</p> <p>◎議長挨拶</p> <p>※配付資料 資料1 社会教育関係団体に対する補助金・委託料の一覧 資料2 令和3年度社会教育部当初予算一覧 資料3 第三次生涯学習推進計画 進捗状況調査報告（令和2年度） 資料4 生涯学習出前講座に係る実施状況（令和2年度） 資料5 まなびにトライ！第25号 参考資料 社会教育と社会教育行政について</p> <p>◎案 件 案件1 社会教育関係団体への補助金等について（報告）【資料1・資料2】 《事務局》 資料1及び資料2に沿って、社会教育関係団体への補助金・委託料や令和3年度予算について説明。</p> <p>案件2 令和2年度生涯学習関連施策の進捗状況調査結果等について【資料3】 《事務局》 参考資料に沿って、社会教育法第17条（社会教育委員の職務）について説明。 資料3に沿って、第三次生涯学習推進計画に係る令和2年度の進捗状況調査結果等について説明。 資料4に沿って、令和2年度の生涯学習出前講座に係る実施状況を説明。 資料5に沿って、まなびにトライ！第25号について説明。</p> <p>◎質疑応答 《議長》 昨年度までの第三次生涯学習推進計画と今年度からの第四次生涯学習推進計画について、それぞれの概要を事務局から説明して欲しい。</p>

《事務局》

まず第三次生涯学習推進計画については、平成 23 年度から平成 32 年度（令和 2 年度）までの 10 年間の計画ということで策定したものである。第三次生涯学習推進計画については、「まなびづくり、ひとづくり、まちづくり」ということで、学びの基盤を整えることで人が成長し、人が成長することで生涯学習が活性化されたまちができる。そして、まちができることで、新たな学びが生まれる、という学びの循環型サイクルを重視したものである。そして、第三次生涯学習推進計画の学びの循環型サイクルの考え方を引き継ぎながら、令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年間を計画期間として第四次生涯学習推進計画を新たに策定したものである。第四次生涯学習推進計画については、その循環型サイクルの中でも、ひとづくりからまちづくりの間に、人と人とのつながり、仲間と共に活動することで、より良いまちづくりに繋がっていくということを重視し、「学び、つながり、高め合い、みんなでつくるまちづくり」を基本理念として、各種施策を推進するということが今年度からスタートしたというものである。

《議長》

事務局から人と人とのつながりという話があったが、昨今人間同士の希薄化が社会問題となっており、各団体もその辺りを踏まえて活動をお願いしたい。

《委員》

私の職域から言うと、まなびにトライ!では、「暮らし・健康」のジャンルになるかと思うが、各内容については各保健センターの保健師等に任せているということか。

《事務局》

資料 5 のまなびにトライ!第 25 号の 4～5 頁に「暮らし・健康」のジャンルの掲載がある。まなびにトライ!という情報誌については、各所属の講座・イベントを半年毎にまとめて掲載しており、各保健センターで行われている講座・イベントについても掲載している。また、講座・イベントについては、各所属の職員が行っているものが多い状況である。

《委員》

健康教育について歯科医師という立場で言わせてもらおうと、他の保健センターの事業で歯と口の口腔保健といった講座があり、東大阪市でも同様のものがあれば掲載してもらえると有難いと思う。現在国民の死因の第 3 位が肺炎で、個別に誤嚥性肺炎と病的な肺炎と分けると、誤嚥性肺炎は死因の第 6 位ということになっていると思う。例えば大阪府の事業で、糖尿病の講座の中で、少し歯科の話をしったりしているが、市民の皆様に健康教育を行うことで、健康寿命の延伸に繋がればと考えている。

《事務局》

各所属ともに年間を通して様々な講座をされているが、まなびにトライ!については、その中から 5 件程を挙げてもらい、掲載しているものである。今頂いたご意見を各保健センターに伝えて、該当の講座があれば、掲載について検討してもらおうよう調整させてもらう。

《議長》

地域教育協議会が各地域にあるが、何らかの理由で事業が出来ない場合は、市の予算の部分を返還することは当然のことだと思う。各団体とも昨年・一昨年と新型コロナウイルス感染症等で事業が中々できないという状況だったと思うが、例えば 1 年間何も事業ができず、翌年に 2 年分の事業をするという計画があれば、その予算を要求できるのかということをお聞かせください。

《事務局》

地域教育協議会については、毎年度、総合的教育力活性化事業として地域教育協議会に委託している。これについては毎年度予算を組んで、地域と委託契約をしてお渡ししているものである。1 年間新型コロナウイルス感染症等の影響で活動ができなかった場合でも、予算を翌年度に持ち越しをするというのは行っていない状況である。

《議長》

了解した。

・次回会議開催（予定）：令和4年2月3日（木）

◎閉会